

<一般委託>

横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託仕様書

横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託仕様書に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託特記仕様書」とおり
2	履行期間	契約締結日から令和5年3月24日
3	施行場所	横須賀市都市部都市計画課
4	業務内容	別紙「横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託特記仕様書」とおり
5	特記事項	別紙「横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託特記仕様書」とおり
6	関係法規	都市計画法
7	資格要件	本業務履行については、次の業務を元請けとして契約を締結し完了した実績があること。この実績を証明するため、当該契約書及び仕様書の写しを入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-828-3839)。送信しない場合は入札に参加できない。 (1)平成28年4月1日以降に国、地方公共団体が発注した都市計画基本図作成業務及び都市計画基礎調査業務の履行実績があること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	支払いについては、次のとおりとする。 令和3年度は37,107,677円(税抜き)を上限とした完了実績額とする。 令和4年度は、委託代金額から令和3年度の完了実績額を控除した残額とする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	都市部都市計画課 三浦大陸(TEL:046-822-8133)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託
特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、横須賀市(以下「甲」という。)が実施する、横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査業務委託(以下「本業務」という。)について適用する。

(業務目的)

第 2 条 本業務は、都市計画法第 6 条に基づく都市計画基礎調査や同法第 14 条に基づく都市計画図書の基図となる都市計画基本図、また全庁的に共用利用するベースマップとしての情報鮮度を保持するため、資産税課の最新の航空写真既撮成果を活用し、平成 27 年度に修正した横須賀市都市計画基本図の経年変化修正を行うとともに、都市計画決定手続き等の的確かつ円滑な実施に向け、都市計画情報データの修正作業等を行うことを目的とする。また、本業務にて修正された都市計画基本図を利用し、都市計画法第 6 条で定められた土地利用現況、建物現況、都市施設、市街地整備の状況等について調査し、都市の現状及び動向を把握するため、都市計画基礎調査を実施することを目的とする。併せて、都市計画情報システム等の利活用を踏まえ、本業務にて更新された最新のデータをシステム用データとして作成更新することで、都市計画行政事務の一層の効率化を図るとともに、市民・事業者等に対する情報提供サービスの向上に資するものとする。

(準拠する法令等)

第 3 条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等の最新版に準拠して行うこと。

- (1) 製品仕様書(第 3 版) ※本業務で作成
- (2) 測量法
- (3) 都市計画法
- (4) 地理空間情報活用推進基本法
- (5) 作業規程の準則
- (6) 横須賀市公共測量作業規程
- (7) 国土基本図図式規程
- (8) 製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン(国土地理院:改訂版)
- (9) 共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書(総務省)
- (10) 日本版メタデータプロファイル(JMP2.0仕様書)(国土地理院)
- (11) 地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014(国土地理院)
- (12) 測量成果電子納品要領(案)(国土地理院)
- (13) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル(JPGIS 2014 版)(国土地理院)

- (14) 公共測量成果改定マニュアル（国土地理院）
- (15) 都市計画 GIS 標準化ガイドライン（案）
- (16) 第 11 回都市計画基礎調査の手引き
（令和 2 年 10 月神奈川県県土整備局都市部都市計画課）（以下「手引き」という。）
- (17) 第 11 回都市計画基礎調査の手引き（オープンデータ化編）
（令和 3 年 2 月神奈川県県土整備局都市部都市計画課）（以下「オープンデータ化手引き」という。）
- (18) 都市計画基礎調査 GIS 活用マニュアル
（令和 3 年 3 月神奈川県県土整備局都市部都市計画課）（以下「GIS 活用マニュアル」という。）
- (19) 横須賀市個人情報保護条例
- (20) 横須賀市情報セキュリティポリシー
- (21) その他関係法令、規程、通達及び作業要領等
- (22) 横須賀市関係諸規則

（要件等）

第 4 条 乙は、次に掲げる事項を満たすものでなければならない。

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日以降に国、地方公共団体が発注した都市計画基本図作成業務及び都市計画基礎調査業務の履行実績があること。
- (2) ファイルジオデータベース形式でのデータ作成及び運用履行実績があること。
- (3) 本業務の成果データを甲が運用している都市計画情報システム等に登録することを前提とするため、別紙「GIS データ作成手法」に留意し、同システムにより利活用できるデータが作成可能な作業環境を有すること。
- (4) 主任技術者は、他自治体においてデジタルマッピング手法による都市計画基本図の修正及び都市計画基礎調査を主任技術者として実施完了した経験を有する者とし、技術士(建設部門：都市及び地方計画)又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。
- (5) 照査技術者は、空間情報総括監理技術者の資格を有する者とする。なお、主任技術者との兼務はできない。
- (6) 業務従事者は、測量士の有資格者であること。但し主任技術者が資格を有する場合はこの限りではない。
- (7) 適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守するほか、以下に示す資格を取得していなければならないものとし、業務着手時にその認証を証明する登録証の写しを提出するものとする。
 - ・ IS09001 品質マネジメントシステム（QMS）
 - ・ IS014001 環境マネジメントシステム（EMS）
 - ・ ISO/IEC20000 IT サービスマネジメント（ITSMS）
 - ・ ISO/IEC27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

- ・ ISO/IEC27017 ISMS クラウドセキュリティマネジメントシステム (ISMS-CS)
- ・ JISQ15001 プライバシーマーク

(業務実施計画書)

第5条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を甲に提出し、その内容を説明の上、甲の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届及び業務工程表
- (2) 主任技術者等届及び従事者等承認願
- (3) 業務実施計画書
- (4) その他必要書類

(報告の義務)

第6条 乙は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うと共に、作業の進捗状況を随時甲に報告するものとする。

- 2 本業務の主旨を充分理解した上で甲と打合せを綿密に行い、打合せ記録簿を作成し甲に提出するものとする。

(関係機関への諸手続き)

第7条 乙は、本業務の遂行にあたり、以下に掲げる関係機関への諸手続きに協力し迅速に処理しなければならない。

- (1) 国土地理院への公共測量実施計画書及び公共測量成果の提出
- (2) 隣接市への測量成果の複製承認申請
- (3) その他の必要な手続き

(損害等)

第8条 本業務遂行中に生じた事故、第三者に与えた損害等は、乙の責任において処理し、その経過及び結果は逐次甲に報告しなければならない。

(瑕疵)

第9条 甲は、本業務完了後において成果品に不備等を発見したときは、乙に対し修正等を命じることができるものとする。この場合において乙は、速やかに修正等を行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本業務において知り得た情報については、第三者に漏らしてはならない。

(折衝)

第11条 乙は、本業務実施中に関係者及び関係官公署等との折衝を受けた場合は、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(疑義)

第 12 条 本業務の遂行にあたり、本仕様書に疑義を生じたとき又は記載のない事項が生じたときは、乙は甲の指示により処理するものとする。この場合において、甲と乙はあらかじめ協議を行うものとする。

(完了)

第 13 条 乙は、本業務の完了時に、甲に業務完了届、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示を受けた場合は、速やかに修正し再検査を受け、再検査の合格により完了とする。

(成果品の帰属)

第 14 条 本業務における成果品(中間成果も含む)については、甲に帰属するものであり、乙は甲の承認を得ずに複製又は他に公表、貸与してはならない。

(納期及び納入場所)

第 15 条 本業務の納期及び納入場所は以下の通りとする。

- (1) 工 期：令和 5 年 3 月 2 4 日
- (2) 納入場所：横須賀市 都市部 都市計画課

第 2 章 業 務 の 概 要

(業務概要)

第 16 条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 都市計画基本図修正業務 | 100.83k m ² |
| (2) 都市計画基礎調査業務 | 1 式 |

(資料の貸与)

第 17 条 甲は、乙に次に掲げる資料を貸与する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 令和 2 年度航空写真画像データ (GNSS/IMU 解析処理済み外部標定要素含む) | 1 式 |
| (2) 平成 27 年度 1/2500 都市計画基本図データ | 1 式 |
| (3) 平成 27 年度 1/10,000、1/20,000 地形図データ | 1 式 |
| (4) 隣接市の 1/2500 都市計画基本図及び 1/10,000 地形図データ | 1 式 |
| (5) 製品仕様書 (第 2 版) | 1 式 |
| (6) 令和 2 年度横須賀市都市計画情報データ | 1 式 |
| (7) 平成 28 年度都市計画基礎調査資料(デジタルデータ含む) | 1 式 |
| (8) 神奈川県提供図形データ | 1 式 |
| (9) 家屋課税マスタデータ | 1 式 |
| (10) 都市計画基礎調査の手引き (オープンデータ化手引き含む) | 1 式 |

- (11) 都市計画基礎調査 GIS 活用マニュアル 1 式
(12) その他本業務に係る必要資料 1 式

2 乙は都市計画情報データについて、「都市計画データ修正業務委託」で更新されている最新のデータを都市計画情報システム及び窓口情報システムより甲の監督員立会いのもと、都市計画課内にてデータを抽出するものとする。また、抽出した各種データについてはエラーや精度劣化を抑止するために、データ変換等の2次処理を施してはならないものとし、マスタデータ形式（シェープファイル形式）及びそのデータ構造のまま作業を行うこととする。

なお、都市計画情報システムについては、都市部GISサーバ内からのデータ抽出となるため、サーバとデータを共有している各個別GISアプリケーションシステムを構築している開発指導課・窓口サービス課との調整を行い、抽出データ内容及び時期について事前に申請書を提出し、許可を得た上で作業を行うものとする。

データ抽出作業において、システム障害やデータの消去・欠落等、障害が発生したと思われる場合は、その原因を究明するとともに、正常な動作ができるよう受託者の負担によりシステムを復旧させるものとする。

本作業に関連する費用については本業務委託費内において見込むこととする。

3 乙は本業務の完了のときには、第1項により貸与された資料を甲に返却しなければならない。

（データの空間的範囲及び空間参照系）

第18条 修正を行う都市計画基本図の精度は地図情報レベル2,500とし、データを整備する地理的範囲は横須賀市全域とする。また、データの位置座標は次の定義に従うものとする。

- (1) 準拠する測地系：世界測地系（測地成果2011）
- (2) 水平位置の座標系：平面直角座標第9系
- (3) 垂直位置の座標系：東京湾平均海面を基準とする標高

（作業計画）

第19条 乙は、契約締結後、本業務が円滑に遂行できるように、工程毎の詳細な作業計画を立案し、適切な人員配置及び使用機材等の手配・調達を行い、実施計画書としてとりまとめた上で甲の承認を得るものとする。

2 乙は、下記の作業環境条件を有するものとし、業務実施計画書に明記したうえで、甲の立ち入り等により、業務履行環境を有していることの確認を得るものとする。

- (1) セキュリティの観点から、ICカードによる出入室、24時間防犯カメラを備えること。
- (2) 甲の立ち入り確認時に、図化作業等について実機材を用いて技術説明をすること。

(製品仕様書作成)

第 20 条 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014 に基づいて公共測量を実施する際に必要となる横須賀市都市計画基本図製品仕様書 (第 3 版) を作成する。作成にあたっては、横須賀市都市計画基本図製品仕様書 (第 2 版) をベースに、甲と協議のもと、甲の要求する品質を満たすようなデータの種類、内容、構造、品質等を検討し、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 概覧：空間データ製品の概要に関する情報を記載。
- (2) 適用範囲：仕様の適用範囲に関する情報を記載。
- (3) データ製品識別：空間データ製品の識別に関する情報について記載。
- (4) データ内容及び構造：応用スキーマについて記載。
- (5) 参照系：空間データ製品の参照する座標系や暦に関する情報について記載。
- (6) データ品質：空間データ製品に対する品質要求及び評価手順について記載。
- (7) データ製品配布：符号化仕様について記載。
- (8) メタデータ：空間データ製品を説明するメタデータについて記載。
- (9) その他：必要に応じてオプションを記載。

第 3 章 都市計画基本図修正

(業務実施方針)

第 21 条 本業務は、測量法及び公共測量作業規程の準則の定めに従い公共測量として実施するものであり、作成する都市計画基本図デジタルデータは、都市計画情報システム及び横須賀市統合GIS等での活用を前提とする。

- 2 本業務の成果は、都市計画基礎調査や線引き見直し等において活用するため、これらの作業に配慮したデータ編成、構造で作成するものとする。
- 3 都市計画基本図修正業務のうち、都市計画データ修正及び庁内外GISデータ作成運用等以外については令和 3 年度内作業とし、令和 3 年度内に納品するものとする。

(作業概要)

第 22 条 都市計画基本図修正は、航空写真撮影成果を使用して、都市計画基本図の経年変化箇所を修正することにより、都市計画基本図データ (以下「数値地形図データファイル」という)、縮小図データ等、甲が所有する都市計画に係るデータを更新する作業をいう。また、後述する都市計画基礎調査での利活用を考慮した構造化編集作業を行うこと。

(事前整理)

第 23 条 本業務に用いる航空写真は、資産税課が撮影した航空写真撮影成果 (令和 3 年 1 月撮影：地上画素寸法 12cm) を用いるものとし、甲より貸与を受けるものとする。

- 2 修正数値図化を行うに当たり、米軍基地等含め、航空写真から判読不可能な要素について、予察前に資料を収集し、各種情報の整理を行うものとする。また必要に応じて資料内容の数値地形図データファイルへの反映方法を甲と協議するものとする。
- 3 過年度の数値地形図データファイルの行政界、大字界等の境界を確認するとともに、変更箇所がある場合は資料を収集し、該当箇所を図面上で調査するものとする。
- 4 地名の変更箇所について、公開されている情報を収集する、もしくは甲から資料の貸与を受け資料を整理し、該当箇所を図面上で調査するものとする。
- 5 公共施設の位置及び名称について、公開されている情報を収集する、もしくは甲から資料の貸与を受け資料を整理し、図面上で確認を行うものとする。
- 6 新設又は移転改良等を実施した基準点について、国土地理院が所有する点の記等を収集し整理を行い、該当箇所を図面上で調査するものとする。
- 7 公共測量標準図式にないデータ取得を行う場合には、検討しているデータ取得分類コード及び図式を甲へ提示し、協議の上採用の可否を決定するものとする。なお、他部局が必要とする斜面地の階段など特殊な地形を全て図化しているため、予察および修正数値図化で読み落としが無いように留意すること。
- 8 過年度の数値地形図データファイルのファイル構造の良否、フォーマットの良否及びデータの良否についての点検を行うものとする。

(航空写真撮影成果セットアップ)

- 第 24 条 予察及び現地調査用の写真地図データファイル作成及び修正数値図化を行うにあたり、乙は前条にて甲より貸与した航空写真画像データ、同時調整後の外部標定要素等をデジタルステレオ図化機にセットアップするものとする。
- 2 デジタルステレオ図化機にセットアップし、図化環境の位置精度を確認及び点検するものとする。

(予察・現地調査用の写真地図データファイル作成)

- 第 25 条 甲より貸与した撮影成果における航空写真画像データをもとに、乙にて予察を行う作業環境及び現地調査作業に使用するための基礎資料に適した写真地図データファイルを作成する。
- 2 横須賀市は谷戸地形及び猿島等の海岸地形に特徴があるため、現況を損なうことなくデータの接合を行うように留意するものとする。

(予察)

- 第 26 条 予察作業は、公共測量作業規程に基づき、既存の数値地形図データファイルの点検、修正箇所の抽出を行い、予察以後の作業方法を決定するものとする。
- 2 過年度の数値地形図データファイルと予察・現地調査用に作成した写真地図データファイル及び各種資料等の比較照合し、地形については経年変化箇所の抽出を行い、すべての建物に対しては変化の判読チェックを行い、後続作業の修正数値図化

作業で活用するため予察結果位置図の作成を行うものとする。

- 3 予察精度の向上のため、建築物及び宅地造成・開発行為情報について開発指導情報システムより、監督員立会いのもとデータを抽出し、予察結果位置図を作成した上で活用を行うものとする。データ抽出に際しては、監督員との調整を行った上で実施するものとし、システム及びデータ破損による修復作業は乙の責において実施するものとする。
- 4 予察結果については、後述する都市計画基礎調査における土地利用及び建物用途調査においての変化箇所の確認及び精度向上を図るための基礎資料としても活用するため、経年変化箇所及び判読結果を shape 形式の GIS 図形データ（地形：ポリゴン、建物：ポイント）で取得を行い、変化情報（変化有・変化無・不明）のフラグを付与すること。
- 5 取得を行った予察箇所位置データについては、予察結果位置図として縮尺 1/2,500 の図郭単位で出力を行うとともに、都市計画情報システム用データとして作成を行うものとし、本システムにて確認できるよう中間成果として提示すること。

（現地調査）

第 27 条 数値地形図データファイルの修正に必要な各種表現事項・名称等について現地で調査・確認するものとする。また、必要に応じて補備測量を行うものとする。

- 2 現地調査にあたっては、予察結果位置図を基に現地にて調査結果を記入する方法で実施するものとし、現地調査対象箇所全てにおいて現地写真撮影を行い、データ修正等を行った根拠資料とすること。ただし、プライバシーには十分配慮すること。
- 3 現地調査結果に基づき、後続の修正数値図化、修正数値編集に必要な資料を作成し、現地調査結果は中間成果として提示すること。なお、現地調査結果についても後述する都市計画基礎調査における基礎資料として活用できるよう、現地写真撮影成果とともに建物用途や土地利用が分類可能なように整理しておくものとする。

（修正数値図化）

第 28 条 デジタルステレオ図化機に構築されたステレオモデルを用いて、経年変化箇所の地物・地形に関わる地図情報を修正するものとする。作業実施にあたっては以下の点に留意するものとする。

- 2 取得する地物・地形の図式表現は、地図情報レベル 2,500 一般図式によるものとする。また、取得するデータには、公共測量作業規程の準則で定められている数値地形図データ取得分類基準表に従って分類コードを付すものとする。公共測量標準図式にない新規取得分類コードを採用する場合は、甲と協議の上決定し、協議内容に従って分類コードを付すものとする。
- 3 データの取得は、必要に応じて修正箇所の周辺も行い、整合性の確認を行うものとする。

(修正数値編集)

- 第 29 条 経年変化箇所について、数値図化した結果を既存の数値地形図データに合成し、整合を図る作業を行うものとする。作業にあたっては以下の点に留意するものとする。
- 2 図形編集装置を用いて、該当箇所の地物・地形の追加、削除、修正等の処理を行い、該当箇所周辺のデータと接合をとるものとする。
 - 3 過年度の数値地形図データファイル及び都市計画情報データとの位置の整合性を保つため、編集するデータの座標保有桁数に注意を払い、作業を行うものとする。
 - 4 市界、町界などの境界は、甲より貸与する資料に基づき修正を行い、検査用出力図を提出して校正の後、甲の承認を得るものとする。
 - 5 編集済の数値地形図データの点検は、出力図等による目視及び点検プログラムによる自動処理にて行い、漏れ、過剰、誤り、連続性、整合性、論理的矛盾等の必要な項目について行うものとする。
 - 6 データ点検の結果、現地補測が必要となった場合は確認及び補備すべき内容をまとめ、現地にてそれらを確認・測量し、その結果を受けて数値地形図データを再度修正するものとする。
 - 7 数値地形図データの編集作業において、後続の構造化編集作業のために、一部陰線処理及び重複処理、閉合処理等を施して、データの連続性を保持する作業を行うものとする。
 - 8 後続作業及び今後の都市計画情報システム等のデータの適切な運用にあたり、修正数値図化により修正した図形に対し、図化・編集作業時に入力する要素レコードの入力においては、レコードタイプに準じた各コードに加え、取得年月（4桁）を併せて入力すること。なお、本市は過年度より取得年月の情報を図形ごとに保有しているため、本業務において修正・更新、または新規に修正数値図化を行った図形に対してのみ実施することとし、一括処理によらず当該図形毎に入力すること。
 - 9 地物のうち建物データについては、後述の都市計画基礎調査で活用できるように、経年変化により滅失ならびに修正した建物データを削除フラグならびに修正フラグを付して、shape 形式にて作成するものとする。

(数値地形図データファイルの更新)

- 第 30 条 公共測量作業規程及び製品仕様書に定める仕様に従って、編集済みのデータから数値地形図データファイルを作成するものとする。併せて、数値地形図データファイルの管理及び利用する上で必要となる事項を記述した数値地形図データファイル説明書を作成するものとする。

(構造化編集)

- 第 31 条 都市計画基礎調査の建物用途現況調査や幅員別道路現況調査時に、解析や集計に活用できるデータ構造を構築するために、数値地形図データファイルの構造化編集

を行うものとする。構造化の対象は、道路（面・線）、建物（面・線）、水部（面）行政界（面・線）及び等高線（線）とする。構造化編集作業は、製品仕様書に記載されている内容に基づき、以下に留意し行うものとする。

- 2 構造化するデータは図郭にまたがる地物であっても、一連の線データで構成するように結線し、起終点を一致させ、面データ処理するものとする。
- 3 本業務で修正した数値地形図データファイルおよび構造化データについて地理情報システムでの利活用を見据え、shape ファイル形式にて GIS 用データとして作成するものとする。数値地形図データファイルについては、作業規程の準則に示される「数値地形図データ取得分類基準表」の大分類ごとにレイヤ分けを行い、各レイヤは図郭間接合された市全域のデータとし、図形フィーチャごとに分類コードおよび取得年月を属性として保有すること。なお、GIS 用データの作成、編集にあたっては、当該レイヤ内および各レイヤ間、ならびにレイヤ内フィーチャ間における整合性を考慮し、別紙「GIS 用データ作成手法」に示す手法によりデータ作成を行うこと。
- 4 構造化後、データの論理点検を行い、構造化状況を確認し、不完全な場合は修正処理を行い、再度点検を実施するものとする。なお、図形データチェックを含む GIS データとしての品質について、検査手法を明確にした上で、以下の確認内容に準拠し品質検査を実施するものとする。
 - ① 品質要素は、完全性、論理一貫性、位置精度、時間精度、属性精度を標準とする。
 - ② 完全性における品質確認は、過剰・漏れについて、プログラムおよび目視検査を行う。
 - ③ 論理一貫性における品質確認は、領域一貫性、書式一貫性、トポロジー一貫性について、プログラムおよび目視検査を行う。
 - ④ 位置精度における品質確認は、平面位置精度について、目視検査を行う。
 - ⑤ 時間精度における品質確認は、時間妥当性について、原資料の時点検査を行う。
 - ⑥ 属性精度における品質確認は、データ定義書等に定められた属性値の範囲であるか、プログラム検査を行い、分類の正確性について目視検査を行う。
 - ⑦ 全ての検査を実施し、不適合箇所があった場合は適宜修正するとともに、全ての事項において適合が確認したことを証明する品質評価報告書を作成すること。

（成果等の整理）

第 32 条 成果品の整理作業は、公共測量作業規程に基づき、数値地形図データファイルのメタデータについて、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成を行うものとする。

- 2 数値地形図データファイルはデータ変換処理を行い、Shape 形式の都市計画基本図データファイルを作成する。
- 3 数値地形図データファイルを基に公共測量標準図式に従って作図編集を行い、作図用データとして EPS 形式及び DXF 形式の都市計画基本図データファイルを作成する。なお、DXF 形式は、数値地形図データファイルと同様の地形図表現とするため、

DXF 形式データ単体で図式表現がなされた作図データファイルを生成すること。

(1/10,000・1/20,000 縮小地形図作成)

第 33 条 本業務にて修正した最新の数値地形図データファイルを基に、以下の編集処理を実施し、各種縮小地形図データおよび印刷用データを作成するものとする。

(1) 1/10,000 地形図データファイル作成

- ①既存の成果品と同等のもの
- ②線種、記号の変更
- ③注記の文字サイズ、位置の変更（重複注記の削除）
- ④図郭接合
- ⑤等高線の間引き
- ⑥市外隣接部との接合

(2) 1/20,000 地形図データファイル作成

- ①既存の成果品と同等のもの
 - ②1/10,000 地形図よりダイレクト縮小
- なお、注記など判読が困難な箇所は編纂により調整を行うものとする。

(3) 縮小地形図 EPS データ作成

注記・整飾等を調整した印刷用 EPS データファイルの作成を行うものとする。

(都市計画情報データ修正)

第 34 条 前条までに修正した数値地形図データファイルと、過年度の都市計画基本図を重ね合わせ、また本業務において取得年月を付与した地形地物をベースに、都市計画決定情報を重ね合わせ、都市計画界線と地形の乖離を確認し、地形変化に伴う不一致箇所の抽出作業を行うものとする。抽出においては、重ね図上に当該箇所をマークし、当該箇所が、現況にあわせて修正することに影響がないか、また、告示行為を伴うなど影響を及ぼすものか等の考察結果を示した図面を甲に提示し、確認・協議を行うものとする。これら協議結果を踏まえ、データ修正に影響を及ぼさない箇所について都市計画情報データの修正を行う。

2 現在のデータ構造及びデータ配置は、継続的に検討を重ね、修正を行ってきた経緯があるため、本業務の修正作業はその仕組みや基準に従って遂行するものとする。なお、データ修正作業にあたっては、データ構造の破損を防止するため、第 17 条 2 項に記載のとおり、貸与するマスタデータ形式 (Shape 形式) のまま作業を行うものとし、その他のデータ形式・構造へ変換して作業してはならないものとする。

3 データで作成すべき地図表現と、システム設定で調整すべき地図表現の切り分けを行い、今後の効率的なデータ更新及びデータ運用を見据えてデータ修正を実施するものとする。

4 既存の都市計画情報データと比較検証を行い、第 31 条 4 項と同様にデータ点検及び整合性チェックの実施を行うものとする。

5 修正箇所以外のデータは変更を行わないものとし、また、告示行為を伴うなど影響を及ぼすものも対象外とする。なお、データ修正を行うすべての箇所について、以下を網羅したデータ修正結果カルテを作成する。

- ・ 箇所番号、図面番号
- ・ 都市計画要素
- ・ 修正箇所状況
- ・ 修正前の箇所図
- ・ 修正後の箇所図
- ・ 修正資料（参考図）
- ・ 修正内容、事由

（庁内外GISデータ作成運用等）

第35条 前条で修正した都市計画情報データは、庁内外の各種GISにおいて利活用されることを前提としているため、都市計画情報システムのほか、市民及び事業者への情報公開を目的とした窓口情報システム及び統合GIS・よこすかわが街ガイドに搭載可能なように、前条2項及び3項に基づいてデータ作成を行うものとする。

2 作成されたGISデータについて、都市計画情報システム、窓口情報システム、各個別GISアプリケーションシステム、統合GISにセットアップを行うものとする。各システム共に、表示設定ファイル・印刷凡例ファイル等、独自設定されているライブラリについて、各種データの登録後に調整を行い、現在運用されている同様の状態にすることを前提とする。

3 乙は、納品検査後であっても各システム搭載時にデータのズレ・誤りが発覚した場合には、速やかに修正に応じなければならない。各システムにおいて、現状と同様の表現ができない場合や、データの消去・欠落等、障害が発生した場合は、その原因を究明するとともに、正常な動作ができるようシステム復旧に関する費用は乙の負担によるものとする。

第4章 都市計画基礎調査

（業務実施方針）

第36条 本業務実施にあたっては、都市計画基礎調査の手引きに準拠して調査作業を行うものとし、調査対象区域は別に定めのあるもの以外は横須賀市域全域とする。

2 調査においては、第11回都市計画基礎調査の手引き及びGIS活用マニュアル並びにオープンデータ化手引きに基づいて実施するほか、甲が運用している都市計画情報システム及びよこすかわが街ガイドオープンデータカタログサイトで運用可能なデータとする。

3 作成するデータについては神奈川県都市計画情報システム及び甲が運用する都市計画情報システム等で正常に運用できるまでの調整作業まで含むものとする。これ

- らの内容に適合しない調査方法、成果仕様(データ形式含む)は認めないものとする。
- 4 都市計画基礎調査業務のうち、D 建物用途における現地調査(一部)かつD 土地利用における現地調査(一部)までを令和3年度作業とし、令和3年度内に納品するものとする。県との調整もあるため、詳細については甲の指示によるものとする。なお、県へは中間報告を11月、最終報告は2月を予定しています。

(作業内容)

第37条 本業務では、各種手引きに示されている以下の調査項目を実施するものとする。

なお、前回調査で細ゾーン単位での調査を実施していた調査項目においては、細ゾーン単位に加えて小ゾーン単位でも調書を作成する。

また、手引き(オープンデータ化編)に示されるオープンデータを作成し所定のデータ形式にて生成する。

番号	調査項目	図面・調書名	縮尺・集計単位	オープンデータ集計単位(再集計単位)、データ形式
A 1	調査区及びその特性	図1a都市計画基礎調査・調査区図	1/10,000	—
		様式1a調査区名称(大中ゾーン)	大中ゾーン	—
		様式1a1b調査区名称及びその特徴	小ゾーン	小ゾーン shape・csv
		様式1c新旧調査区対応表	大中小ゾーン	—
		様式1d小細ゾーン別面積及びその特性	小細ゾーン	—
B 1	都市計画の状況	図3a都市計画図	1/10,000～ 1/25,000	—
B 2	線引き	図4線引き変更経緯図	1/10,000	—
		様式1a1b線引き変更経緯	小ゾーン	—
B 4	誘導区域	図68誘導区域変遷図	1/10,000	個別 shape・csv
		様式69誘導区域の状況	市町村	—
D 2	建物用途の現況	図10建物用途別現況図	1/5,000	個別(小ゾーン) Shape・csv
D 3	建物構造・階数の現況	図11建物構造・階数別現況図	1/5,000	個別(小ゾーン) Shape・csv
D 4	土地利用現況	図12土地利用現況図	1/5,000	個別(小ゾーン) Shape・csv
		様式9a土地利用分類別面積	小細ゾーン	—
		様式9b誘導区域内土地利用分類面積	市町村	個別 Excel
D 6	市街地内の農地・未利用地等	図15市街地内農地・未利用地等現況図	1/5,000	—
		様式11a市街地内農地・未利用	個別	—

		地等		
D 9	建物用途別床面積	様式14建物用途別床面積	小細ゾーン	—
D 11	木造率、老朽度	様式16a木造率の状況	小細ゾーン	—
		様式16b建物年齢別現況	小ゾーン	—
		様式16c誘導区域内建物年齢別現況	市町村	—
E 2	都市計画道路の整備状況	図23都市計画道路整備状況図	1/10,000	—
E 3	道路率	図24幅員別道路現況図	1/10,000	—
		様式21a道路網密度・道路率	小ゾーン	小ゾーン Shape・csv
F 2	都市公園の整備状況	図27a都市公園整備状況図	1/10,000	—
F 4	緑地協定	様式26b緑地協定の締結状況	個別	個別 Excel
G 2	下水道の整備状況	図30a下水道整備状況図（汚水）	1/10,000	—
		様式30b下水道整備状況図（雨水）	1/10,000	—
H 1	土地区画整理事業	図32土地区画整理事業箇所図	1/10,000	—
H 3	開発許可	図34開発許可状況図	1/10,000	個別 shape・csv
		様式34開発許可の状況	個別	—
K 5	景観協定	様式49b景観協定の締結状況	個別	個別 Excel
L 4	防災拠点・避難場所	図54b避難所・避難場所・防災拠点等位置図	1/20,000	—
		様式51b避難場所・津波避難ビル等の指定状況	個別	—
		様式51c防災拠点の指定状況	個別	—
M 1	農業振興地域	図55農業振興地域図	1/10,000	—
M 2	農林漁業関係施策	図56農林漁業関係施策状況図	1/10,000	—
		様式53農林漁業関係施策の状況	個別	—
P 1	都市計画事業費	様式59都市計画事業費内訳	個別	市町村 Excel

(システム登録用データ作成)

第38条 乙は、本業務で作成するファイルジオデータベース形式及びShape形式の図面データについて、甲が運用している都市計画情報システムに登録することを前提とし、図面ごとにレイヤを取りまとめ、マップセットファイルを作成するものとする。

2 通常業務で運用していく上でシステム上支障がないか、監督員立ち合いのもとで

ータ確認を行った上で、表示設定ファイル・印刷凡例ファイル等、独自設定されているライブラリについて各種データの登録後の調整作業を含め、現在運用されている同様のデータ状態にするものとする。

- 3 この場合において、システムの確実な稼動について甲の検査を受けるものとし、システム及びデータ破損等が発生した場合は乙の責において正常な動作が確認されるまでデータの修復を行うものとする。

(成果品の仕様等)

第39条 成果品の仕様及びデータ形式は、数値調書はDVD-R (EXCEL形式) とし、図形データはCD-R (ファイルジオデータベース形式及びShape形式) にて作成する。

- 2 CD-R は、神奈川県が配布、貸与したものを入力し、図形データ (平成 28 年度調査データ) が予め入力されているものについては、更新情報を上書き入力して作成するものとする。
- 3 成果品としてとりまとめる各種資料については、甲が作成したデータも含めとりまとめを行うものとする。
- 4 図形データのうち、調査区データ、建物現況データ、土地利用データなど、原則として位置的な重複が生じないデータにおいては、ポリゴンの重なりや隙間を回避するため、図形の空間的な位置関係の整合チェックを行う。なお、GIS データは所定のデータベース定義に完全一致しているか論理チェックを行ったうえで、別紙「GIS データ作成手法」に記載のとおり実施すること。

第 5 章 成 果 品

(成果品)

第 40 条 乙は、次に掲げる成果品を作成しなければならない。なお、納品時期については、各業務の実施方針に記載の内容を順守すること。

【都市計画基本図修正】

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 横須賀市都市計画基本図製品仕様書 (第 3 版) | 1 式 |
| (2) 予察結果位置図 | 1 式 |
| (3) 予察結果位置データ (Shape 形式) | 1 式 |
| (4) 現地調査結果資料 | 1 式 |
| (5) レベル 2500 数値地形図データファイル | 1 式 |
| (6) 数値地形図データファイル説明書 | 1 式 |
| (7) 都市計画基本図データファイル (Shape 形式) | 1 式 |
| (8) 同上 (DXF 形式及び EPS 形式) | 1 式 |
| (9) 構造化データファイル (Shape 形式) | 1 式 |
| (10) 構造化データファイル説明書 | 1 式 |
| (11) 品質評価報告書 (数値地形図データファイル) | 1 式 |

(12) メタデータ (XML 形式)	1 式
(13) 1/10,000 地形図データファイル	1 式
(14) 同上 (Shape 形式及び EPS 形式)	1 式
(15) 1/20,000 地形図データファイル	1 式
(16) 同上 (Shape 形式及び EPS 形式)	1 式
(17) 都市計画情報データ (Shape 形式)	1 式
(18) データ修正結果カルテ	1 式
(19) 庁内外 GIS データ (Shape 形式)	1 式
(20) 作業報告書	1 式
(21) 測量成果検定証明書	1 式

【都市計画基礎調査】

(1) 調書データ (EXCEL 形式)	1 式 (県提出用・市保管用)
(2) 図形データ (ファイルジオデータベース形式)	1 式 (県提出用・市保管用)
(3) 図形データ (Shape 形式)	1 式 (市運用分)
(4) 図面類 (PDF 形式、マップセットファイル)	1 式 (県提出用・市保管用)
(5) オープンデータ	1 式 (県提出用・市保管用)
(6) メタデータ (XML 形式)	1 式 (県提出用・市保管用)
(7) 品質評価報告書 (EXCEL 形式)	1 式 (県提出用・市保管用)
(8) 業務報告書 (図面・調書・品質評価報告書含む)	1 式

※図面については、A 3 判で出力。

第 6 章 そ の 他

(測量成果品検定)

第41条 作業規程準則第15条及び測量成果検定基準に基づき、本業務で更新・作成したレベル2500数値地形図データファイルについて、検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書等を納品すること。なお、合格までに必要な手続き、費用は乙が全て負担するものとする。

(1) 地図情報レベル 2,500 数値地形図修正 (A ランク) 3 図郭 (9.00k m²)

(品質管理)

第 42 条 本業務で作成する各種データは、製品仕様書における品質要求及び品質評価手順に準拠した品質検査を実施し、その結果を日本版メタデータプロファイル (JMP2.0 仕様書) に適合するメタデータに記載し報告する。

2 乙は、作成した成果品を品質評価手順書に基づきデータの確認を行うものとする。確認の結果、データに不備等があったときには、速やかに修正等を行うものとする。

(メタデータ)

第43条 データ形式は、日本版メタデータプロファイルに準拠し、XML形式で作成するものとする。

(データの消去)

第44条 乙は、本業務で作成したデジタルデータを甲に納品したときは、業務において作成したデータのすべてを消去しなければならない。ただし、甲が特に保管を指示したデータについては、この限りでない。この場合において、乙は保管場所を甲に知らせなければならない。

別紙「GIS用データ作成手法」

(1) 作図手法について

- ・位相関係（接続、隣接、包含など）のある図形の頂点作成・編集においては、スナップ機能により、既存フィーチャの頂点、線分、端点等に対し、適切なスナップ許容値範囲内にマウスマウスカーソルが自動的に吸い付く処理方法により実施すること。
- ・既存のポリゴンフィーチャに対して新規フィーチャを作成する際は、隙間のないポリゴンを作成しうるよう既存のポリゴン境界線を使用した処理方法により実施すること。
- ・既存フィーチャの線分と同じ形状を作図する際は、当該線分について半自動的になぞって新規線分を作成するトレース処理方法により実施すること。

(2) データ作成・編集について

- ・複数レイヤにおいて、位相関係（接続、隣接、包含等）を有するフィーチャにおいて、トポロジ編集が可能なデータ形式及びソフトウェアを用い、以下に留意し編集すること。
- ① ノード(端点)の移動に際しては、当該ノードに接続するすべての線分も一緒に移動する。
 - ② エッジ(線分)の移動に際しては、当該エッジに接続するすべての線分も一緒に移動する。
 - ③ エッジ(線分)の修正に際しては、共有線分の個々の頂点を修正する。または、当該エッジに対して新規に作図を行い、共有線分の形状を一度に修正する。（個別に修正しないこと）

(3) 不整合データの修正について

- ・不整合とは、目視ならびにGIS等で機械が判定する不整合を示す。
- ・隣接するフィーチャ間の一部に隙間や重複等の不整合がある線分の修正に際しては、不整合となっている線分の形状を別の線分に一致させる処理方法により実施すること。
- ・異なるレイヤ間のフィーチャにおいて形状不一致等の不整合があるデータの修正に際しては、基準となる線分をなぞって他の線分を一致させるトレース手法による処理方法により実施すること。
- ・ラインの接続に関し、はみだしている、または繋がっていないといった不整合があるデータの修正に際しては、選択したラインに接するように線分をカット、または選択したラインまで線分を延長する処理方法により実施すること。

(4) データチェックについて

- ① 単独のレイヤ内、または複数の異なるレイヤ間において、ダングルや重複、境界線不一致、交差などのデータタイプごとのデータ整合性について、各レイヤ間およびレイヤ内フィーチャ間でのトポロジ整合ルールについて定める。
- ② 整合ルールに適合しないデータ有無について全データのトポロジ整合チェックを行う。
- ③ トポロジエラーが生じた箇所については、確認作業を行い、そのエラーの位置や内容、不適合理由について、図面ならびにエラーリストを作成し、資料を作成すること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

横須賀市都市計画基本図修正及び都市計画基礎調査 年度割作業について

今回の業務について、令和3年度に以下の作業を終えることを想定している。

都市計画基本図修正業務

第22、23、24、25条の作業計画

第26条の予察

第27条の現地調査

第28条の修正数値図化

第29条の修正数値編集

第30条の数値地形図データファイル更新

第31条の構造化編集

第33条の1/10,000・1/20,000縮小地形図作成

都市計画基礎調査業務

第37条の作業内容のうち

計画準備・資料収集

A1 調査区及びその特性

B1 都市計画の状況

B2 線引き

B4 誘導区域

D2 建物用途の現況（机上調査は全市域、現地調査は1/2、データ作成は無し）

D3 建物構造・回数の現況（机上調査は全市域、現地調査は1/2、データ作成は無し）

D4 土地利用の現況（机上調査は全市域、現地調査は1/2、データ作成は無し）

D9 建物用途別床面積（机上調査は全市域、現地調査は1/2、データ作成は無し）

D11 木造率、老朽率（机上調査は全市域、現地調査は1/2、データ作成は無し）

なお、都市計画基礎調査に関しては県に中間報告、最終報告の2回行う予定となっている。そのため、都市計画基礎調査業務（上記作業）については令和3年度中に作業を終えることを必須とする。落札業者は別添の「入札金額積算内訳書」を提出して監督員と協議をすること。

監督員と協議を行い、作業の進捗によっては令和3年度の上限額までは支払うこともできる。